

放課後児童クラブ入所児童保護者各位

令和7年度 放課後児童クラブ保育料 減免制度について

所沢市では、低所得世帯等の負担を軽減することを目的に、放課後児童クラブ保育料を減免する制度があります。

1 制度の内容と手続き

通常の保育料 月額 10,000 円（兄弟等で同じ児童クラブに通う場合は、2人目以降の兄弟は 5,000 円）のところ、以下の世帯区分に該当している方は、事前の申請により保育料が全額無料又は半額になります。

(1) 世帯区分	(2) 減免する額	(3) 減免期間	(4) 市外からの転入者等の添付書類
①市区町村民税非課税世帯	全額	4月～6月分	令和6年度 市区町村民税非課税証明書
		7月～3月分	令和7年度 —— //
②市区町村民税のうち、所得割課税額が1万円未満の世帯	半額	4月～6月分	令和6年度 市区町村民税課税証明書
		7月～3月分	令和7年度 —— //
③生活保護受給世帯	全額	受給期間中	

(1) 「世帯区分」について

「世帯区分」は、月の初日における世帯状況（単身赴任者を含む同居家族の課税状況）で判断します。所得未申告の場合は、減免の対象にはなりません。なお、減免決定後に、世帯員に異動があった場合や、生活保護が廃止となった場合等は、在籍するクラブに異動届を提出していただきます。クラブ又は青少年課で用紙を受け取ってください。

(2) 「減免する額」について

減免の対象となるのは**保育料に限ります**。（おやつ代・傷害保険代・延長保育料等の実費徴収金は、減免の対象ではありません）

(3) 「減免期間」について

減免判定の基とする課税年度は、7月分から切り替えます。（4月から6月分の保育料の減免は、令和6年度の課税状況、7月から3月分は令和7年度の課税状況から判断）このため、減免申請書は、**年度内に2回提出する**必要があります。

《令和7年度 減免申請受付期間》

1回目（4月～6月分の減免） 2/17（月）～ 3/3（月）

2回目（7月～3月分の減免） 5/19（月）～ 6/2（月）

※上記期間終了後も随時受け付けておりますが、途中入所の方以外は、月を遡って申請はできません。申請忘れのないようご注意ください！

(4) 「市外からの転入者等の添付書類」について

4月から6月分の申請

令和6年1月1日以前に所沢市に転入された方…添付書類不要

令和6年1月2日以降に所沢市に転入された方…令和6年1月1日にお住まいだった市区町村から**令和6年度「市区町村民税課税(非課税)証明書」**を取り寄せ、減免申請書に添付してください(世帯全員分必要)。

~~7月から3月分の申請~~

~~令和7年1月1日以前に所沢市に転入された方…添付書類不要~~

~~令和7年1月2日以降に所沢市に転入された方…令和7年1月1日にお住まいだった市区町村から**令和7年度「市区町村民税課税(非課税)証明書」**を取り寄せ、減免申請書に添付してください(世帯全員分必要)。~~

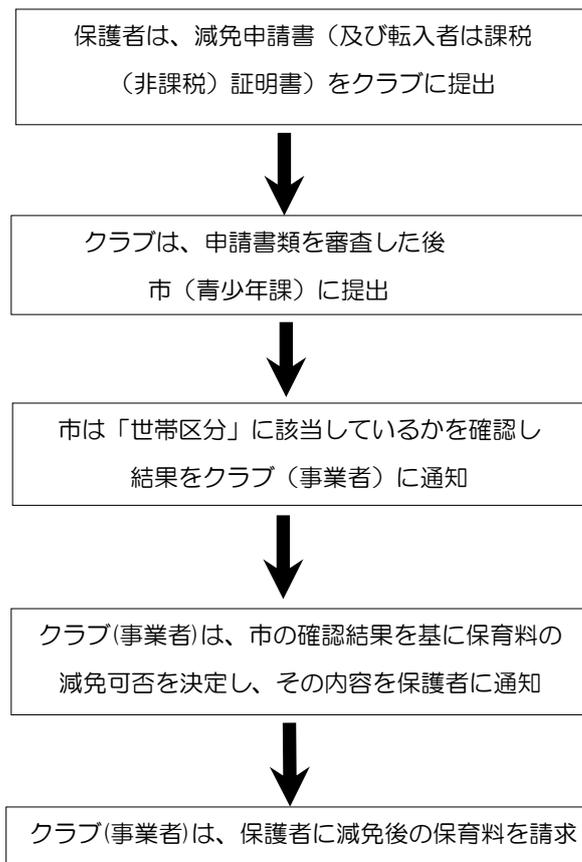
~~※事情により所沢市に住民登録をしていない世帯も同様です。~~

◀ ご注意ください!! ▶

申請受付期間以降の申請は、**原則毎月10日締切り**で、**減免の適用は翌月から**になります。

月を遡っての申請はできませんが、途中入所の方については、入所月内に申請していただければ、入所月からの適用になります。

2 申請から減免までの流れ



※結果が全額免除以外の方は、決定通知に記載された保育料（全額又は半額）がクラブ（事業者）から請求されます。